

山梨労発基0428第6号
令和5年4月28日

各団体の長・支部長 殿

山梨労働局長
(公印省略)

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における騒音障害の防止につきましては、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、その対策を図ってきたところです。

しかしながら、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、更なる騒音障害防止対策を進める必要があります。

このため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、別添のとおり「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。今後、関係事業場に対する周知を図り、騒音障害防止対策の徹底を求めることとしております。

改訂後のガイドラインに基づく健康管理の円滑な定着を図るためには、医師や健康診断機関等の御理解と御協力が不可欠であります。

つきましては、貴団体におかれましても、騒音障害防止対策の重要性を御理解いただき、傘下の医療機関、健康診断機関等に対して改訂後のガイドラインについて周知いただきますとともに、騒音障害防止対策の推進に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

